

令和8年度

事 務 概 要

兵庫県立身体障害者更生相談所

〒651-2134
神戸市西区曙町 1070
(兵庫県立総合リハビリテーションセンター内)

電 話 (078) 927-2727 代表
FAX (078) 927-2745

(令和8年8月発行)

◆ 目 次 ◆

1	設 置	1
2	沿 革	1
3	職員配置状況	2
4	業務内容	3
5	身体障害者手帳の審査・交付等状況	
(1)	身体障害者手帳所持者数	5
(2)	令和7年度 身体障害者手帳処理状況	6
(3)	令和7年度 身体障害者審査部会実施結果	6
6	補装具等の相談・判定状況	
(1)	相談・判定状況の推移（令和2～7年度）	7
(2)	令和7年度 相談・判定状況	8
7	令和8年度 身体障害者巡回相談実施要領	9
(別表)	巡回相談の地域区分	11
(別紙)	令和8年度 身体障害者巡回相談日程表	12
(参考)	令和6年度・令和7年度 巡回相談実施状況	13
8	令和8年度 地域リハビリテーション推進事業	14

(参考資料)

・兵庫県立身体障害者更生相談所位置図	16
・建物平面図及び配置図	17

1 設 置

(1) 兵庫県立身体障害者更生相談所の役割

身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町の援護の適切な実施を支援するための専門機関として設置している。（身体障害者福祉法第11条）

(2) 設置年月日

昭和27年11月21日（兵庫県規則第77号）

(3) 設置場所

神戸市西区曙町1070（兵庫県立総合リハビリテーションセンター内）

(4) 建物の規模、構造

鉄筋コンクリート造3階建の1・2階部分 延面積319.0㎡

2 沿 革

昭和27年11月21日	身体障害者福祉法（昭24. 12. 26法律第283号）第11条及び兵庫県身体障害者更生相談所規則（昭27. 11. 21兵庫県規則第77号）に基づき、神戸市生田区楠町7丁目の兵庫県立中央児童相談所内に「兵庫県身体障害者更生相談所」（以下、本項で「相談所」という。）を設置する。
昭和32年10月1日	相談所を神戸市須磨区上手崎町3丁目1番地に移転する。
昭和32年12月1日	地方自治法（昭22. 4. 17法律第67号）の一部改正（昭31. 9. 1法律第147号）により、神戸市身体障害者更生相談所（所在地：神戸市兵庫区水木通2-1-10）が設置され、神戸市の区域が相談所の所管区域から除外される。
昭和41年6月1日	相談所の所在地「上手崎町」が「行平町」に地名変更される。
昭和45年4月1日	相談所を神戸市垂水区玉津町吉田1070番地の「玉津福祉センター」内に移転する。
昭和51年7月21日	相談所の所在地「玉津町吉田」が「曙町」に地名変更される。
昭和52年7月1日	「玉津福祉センター内」に「能力開発センター」が開設され、相談所を同開発センター内の建物に移転する。
昭和57年8月1日	神戸市の分区により、所在地「垂水区」が「西区」に地名変更される。
昭和62年3月31日	相談所を「兵庫県立身体障害者更生相談所」と改称する（行政組織規則改正規則第44号）。
平成4年4月1日	「玉津福祉センター」を「兵庫県立総合リハビリテーションセンター」に改称する。
平成26年4月1日	県内の身体障害者手帳の交付事務（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市の各市内居住者を除く。）が、各健康福祉事務所から兵庫県立身体障害者更生相談所に移管される。
平成30年4月1日	明石市の身体障害者手帳の交付事務が市に移譲される。
平成30年11月	兵庫医科大学に補装具判定業務の一部（電動車いす・姿勢保持装置の再支給）を委託して実施するランチ機能を開始。
令和4年4月	県立障害児者リハビリテーションセンター（愛称：あまりハ）に補装具判定業務の一部（電動車いす・姿勢保持装置の再支給）を委託して実施するランチ機能を開始。
令和8年4月	県立障害児者リハビリテーションセンター（愛称：あまりハ）のランチ機能の判定種目を拡充し、装具・車いすの再支給を追加。

3 職員配置状況

(令和8年4月1日現在)

職名		人員(人)			備考
		専任	兼務等	計	
正規職員	所長	1	0	1	事務1
	総務事業課長	1	0	1	事務1
	調整専門員	1	0	1	事務1
	課長補佐	7	0	7	事務6、技術(理学療法士)1
	主査	1	0	1	事務1
	(正規職員 計)	11	0	11	
会計年度任用職員	補装具判定専門員	1	0	1	医師(整形外科)1
	身体障害者相談判定員	3	0	3	看護師2、心理師1
	医療参事	0	1	1	医師(整形外科)1 *嘱託医師兼務
	嘱託医師	0	3	3	整形外科1、循環器1、耳鼻咽喉科1
	聴能検査事務員	0	1	1	臨床補聴器技能士1
	県政推進員	2	0	2	事務1、自動車運転員1
	(会計年度任用職員 計)	6	5	11	
合 計		17	5	22	

4 業務内容

県立身体障害者更生相談所は、概ね次の業務を行っている。

(1) 身体障害者手帳の審査・交付（身体障害者福祉法第15条）

身体障害者手帳の交付を希望する者から居住地の市町を通じて提出された申請書類について、指定医師の診断書・意見書を踏まえて審査を行い、身体障害を認定したものに手帳を交付する。

（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市及び明石市の居住者を除く。）

なお、審査において、特に専門的判断を必要とする場合または身体障害に該当しないため却下する場合は、兵庫県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し、答申を得ることとしている。

(2) 自立支援医療（更生医療）費支給の要否判定

（身体障害者福祉法第11条第2項、障害者総合支援法第74条第2項）

市町（神戸市を除く。本項(3)(4)において同じ。）が行う身体障害者に対する自立支援医療（更生医療）費の支給について、市町の求めに応じ、その要否を判定する。（市町に対する技術的助言）

(3) 補装具費の支給にかかる処方及び適合の判定

（身体障害者福祉法第11条第2項、障害者総合支援法第76条第3項）

身体障害者及び難病患者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、市町が行う補装具費の支給について、市町の求めに応じ、当該補装具の処方並びに適合に関する医学的及び心理学的判定等を行う。（市町に対する技術的助言）

(4) 巡回相談（身体障害者福祉法第11条第3項）

上記(3)の補装具費の支給にかかる処方及び適合の判定について、本県の地理的条件を考慮し、申請者の利便を図るため、市町や健康福祉事務所等関係機関の協力を得ながら、巡回相談を実施する。（詳細は「身体障害者巡回相談実施要領」（P.9）のとおり。）

昭和45年から県立総合リハビリテーションセンターと合同で実施（事業委託）し、相談事業内容の充実強化に努めている。

なお、平成18年度から、聴覚障害（補聴器）に係る判定は、文書判定を基本としたことから、巡回相談における判定は廃止した。

〔標準的なメンバー編成〕

所 属	担 当 職 員
県立身体障害者更生相談所	整形外科医師、身体障害者福祉司、理学療法士、心理判定員
県立総合リハビリテーションセンター中央病院	整形外科医師、理学療法士
市福祉事務所及び町	身体障害者福祉事務担当者

(5) 地域リハビリテーションの推進

身体障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、市町及び関係機関等の相互連携を図ることを通じて、地域での一貫した総合的なリハビリテーション活動を推進する。

- ① 市町身体障害者福祉事務担当職員を対象とした研修会
- ② 補装具適正化推進会議
- ③ 身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師の研修会
- ④ 兵庫県・神戸市身体障害者更生相談所調整会議、兵庫県・神戸市・中核市身体障害者手帳交付事務調整会議
- ⑤ 兵庫県リハビリテーション協議会への参画・協働

なお、①～④の概要は、「令和8年度地域リハビリテーション推進事業」(P.14・15)のとおり。

(6) 市町・関係機関等への情報提供等

身体障害者の更生援護の利便のため、市町や関係機関等に各種情報（厚生労働省からの通知、障害者福祉サービス利用情報等）の提供や必要な援助を随時行う。

5 身体障害者手帳の審査・交付等状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

令和8年3月31現在
(人)

障害種別	区 分	重 度		中 度		軽 度		合 計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚	県	1,470	1,691	278	383	895	244	4,961
	政・中	3,208	3,385	620	749	1,615	412	9,989
	計	4,678	5,076	898	1,132	2,510	656	14,950
聴 覚	県	294	1,280	740	2,258	41	2,446	7,059
	政・中	592	2,598	1,296	3,038	69	4,126	11,719
	計	886	3,878	2,036	5,296	110	6,572	18,778
言 語 そしゃく	県	42	58	500	355	0	0	955
	政・中	53	83	867	604	0	0	1,607
	計	95	141	1,367	959	0	0	2,562
肢 体	県	6,872	7,152	6,770	11,435	5,512	2,298	40,039
	政・中	13,311	13,533	11,334	18,452	10,055	3,846	70,531
	計	20,183	20,685	18,104	29,887	15,567	6,144	110,570
内 部	県	15,819	251	3,928	6,424	0	0	26,422
	政・中	21,365	584	9,319	10,110	0	0	41,378
	計	37,184	835	13,247	16,534	0	0	67,800
心 臓	県	9,632	124	2,584	2,464	0	0	14,804
	政・中	12,127	302	6,394	4,197	0	0	23,020
	計	21,759	426	8,978	6,661	0	0	37,824
じん臓	県	5,672	31	476	107	0	0	6,286
	政・中	8,413	123	1,220	110	0	0	9,866
	計	14,085	154	1,696	217	0	0	16,152
呼吸器	県	316	20	552	315	0	0	1,203
	政・中	518	75	1,352	402	0	0	2,347
	計	834	95	1,904	717	0	0	3,550
ぼうこう 直 腸	県	29	31	285	3,401	0	0	3,746
	政・中	15	24	294	5,250	0	0	5,583
	計	44	55	579	8,651	0	0	9,329
小 腸	県	18	4	18	118	0	0	158
	政・中	33	15	37	131	0	0	216
	計	51	19	55	249	0	0	374
肝 臓	県	152	41	13	19	0	0	225
	政・中	259	45	22	20	0	0	346
	計	411	86	35	39	0	0	571
合 計	県	24,497	10,432	12,216	20,855	6,448	4,988	79,436
	政・中	38,529	20,183	23,436	32,953	11,739	8,384	135,224
	計	63,026	30,615	35,652	53,808	18,187	13,372	214,660
免疫機能障害(全県分)								1,147
合計(免疫含む)								215,807

※ 凡例 県 : 県(身体障害者更生相談所において審査・交付)の所管分
政・中 : 政令市(神戸市)及び中核市(姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)の所管分
計 : 上記の計(全県分)

※ 一人に複数の障害がある場合は、障害の程度を合算し、最も重度な障害種別の欄に記載している。
(実人数ベース)

(2) 令和7年度 身体障害者手帳処理状況

区分	令和7年度 受理件数	うち令和6年 度からの繰越 件数	処理件数			令和7年度 未処理件数
			交付	却下	取下げ	
新規	5,425	42	5,244	71	65	45
程度変更	2,142	24	2,071	21	25	25
再交付 紛失・破損	822	0	808	0	14	0
小計	2,964	24	2,879	21	39	25
合計	8,389	66	8,123	92	104	70

(3) 令和7年度 審査部会実施結果

(兵庫県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会)

区分		肢体	視覚	聴覚 平衡	言語 しゃく	心臓	腎臓	呼吸器	小腸	ぼうこう 直腸	免疫	肝臓	内 部 18歳未満	計
交付	指定医師の意見どおり	87	16	18	8	11	8	50	3	11		5	13	230
	指定医師意見 と異なるもの 等級の上がつたもの 等級の下がつたもの	2	1	2				1					1	7
却下	新規	194		2		8	2	37		1	1		2	247
	程度変更	50			1	7		12	2	4		2		78
要返戻(要確認) 申請取下げ		9		1		1		2					1	14
		11	4	1		4		8		2				30
合計		353	21	24	9	32	11	111	5	18	1	7	17	609

6 補装具等の相談・判定状況

(1) 相談・判定状況の推移（令和2～令和7年度）

年度	区分	相談内容						判定内容						判定書 交付 件数			
		取扱 実人員			相			判定			内容						
		更生 医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定			心理 判定	職能 判定			その他 の判定	計
		人	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
R2	来所	3,379	1,219	2,141	0	0	0	0	3,360	1,216	1,989	3,205	45	0	3,269	6,519	2,561
	巡回相談	446	0	446	0	0	0	0	446	0	383	383	0	0	443	826	361
	計	3,825	1,219	2,587	0	0	0	0	3,806	1,216	2,372	3,588	45	0	3,712	7,345	2,922
R3	来所	3,166	1,139	2,021	0	0	0	0	3,160	1,139	1,956	3,095	49	0	2,994	6,138	2,476
	巡回相談	449	0	449	0	0	0	0	449	0	391	391	0	0	447	838	372
	計	3,615	1,139	2,470	0	0	0	0	3,609	1,139	2,347	3,486	49	0	3,441	6,976	2,848
R4	来所	3,346	1,293	2,037	0	0	0	0	3,330	1,292	1,962	3,254	31	0	3,192	6,477	2,624
	巡回相談	441	0	441	0	0	0	0	441	0	395	395	0	0	443	838	379
	計	3,787	1,293	2,478	0	0	0	0	3,771	1,292	2,357	3,649	31	0	3,635	7,315	3,003
R5	来所	3,517	1,317	2,182	0	0	0	0	3,499	1,317	2,095	3,412	59	0	3,221	6,692	2,692
	巡回相談	458	0	458	0	0	0	0	458	0	404	404	0	0	456	860	389
	計	3,975	1,317	2,640	0	0	0	0	3,957	1,317	2,499	3,816	59	0	3,677	7,552	3,081
R6	来所	3,671	1,434	2,204	0	0	0	0	3,638	1,431	2,091	3,522	82	0	2,628	6,232	2,825
	巡回相談	471	0	471	0	0	0	0	471	0	413	413	0	0	465	878	388
	計	4,142	1,434	2,675	0	0	0	0	4,109	1,431	2,504	3,935	82	0	3,093	7,110	3,213
R7	来所	3,201	1,461	2,415	0	0	0	0	3,876	1,454	2,615	4,069	35	0	3,168	7,272	3,074
	巡回相談	400	0	400	0	0	0	0	400	0	402	402	0	0	496	898	387
	計	3,601	1,461	2,815	0	0	0	0	4,276	1,454	3,017	4,471	35	0	3,664	8,170	3,461

（注）各年度の数値は、「当該年度受付分の当該年度処理件（人）数」と「過年度受付分の当該年度処理件（人）数」の合計値である。
 ※R2年度～R4年度のコロナウイルス感染拡大防止のための特例文書判定は、それぞれ来所、巡回相談に含む

(2) 令和7年度 相談・判定状況

区 分		取 扱 実人員	相 談 内 容						判 定 内 容						判定書 交 付 件 数										
			更 生 医 療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	その他	計			医学的判定				心 理 判 定	職 能 判 定	施 入 所	その他 の判 定	計					
									件	件	件	件	件	件							件	件	件	件	件
視 覚	来 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	聴 覚	1,006	0	1,671	0	0	0	0	1,671	0	1,669	1,669	0	0	0	0	0	1,669	3,338	983					
肢 体	来 所	1,297	553	744	0	0	0	0	1,297	546	946	1,492	35	0	0	0	0	1,499	3,026	1,183					
	巡回相談	400	0	400	0	0	0	0	400	0	402	402	0	0	0	0	496	898	387						
内 部 (来所)	心 臓	276	277	0	0	0	0	0	277	277	0	277	0	0	0	0	0	0	277	277					
	肝 臓	13	14	0	0	0	0	0	14	14	0	14	0	0	0	0	0	0	14	14					
	腎 臓	540	547	0	0	0	0	0	547	547	0	547	0	0	0	0	0	0	547	547					
	免 疫	44	44	0	0	0	0	0	44	44	0	44	0	0	0	0	0	0	44	44					
	小腸・他	25	26	0	0	0	0	0	26	26	0	26	0	0	0	0	0	0	26	26					
総 計	来 所	3,201	1,461	2,415	0	0	0	0	3,876	1,454	2,615	4,069	35	0	0	0	3,168	7,272	3,074						
	巡回相談	400	0	400	0	0	0	0	400	0	402	402	0	0	0	0	496	898	387						
	計	3,601	1,461	2,815	0	0	0	0	4,276	1,454	3,017	4,471	35	0	0	0	3,664	8,170	3,461						

(注) 数値は、「令和6年度受付分の年度内処理件(人)数」と「過年度受付分の令和6年度処理件(人)数」の合計値である。

7 令和8年度 身体障害者巡回相談実施要領

(1)趣 旨

この要領は、身体障害者福祉法第 11 条第 3 項及び身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成 15 年 3 月 25 日 障発第 0325001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づき実施する巡回相談について、必要な事項を定める。

(2)実施主体（機関）

兵庫県立身体障害者更生相談所（以下、「身更相」という。）

(3)協力機関

兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター（以下、「総合リハ」という。）及び市町（神戸市を除く。）

(4)対象者

身体障害者手帳の交付を受けている者及び難病患者等

(5)相談日及び会場

各年度で定める「身体障害者巡回相談日程表」のとおり

(6)相談内容

- (1) 補装具（義肢・装具、車椅子）の支給に関する判定・相談、適合判定、装用指導
 - (2) 補装具（電動車椅子、姿勢保持装置）に関する相談
- なお、支給に関する判定は行わない。

(7)役割分担及び相談の進め方

ア 市町は、対象者から巡回相談参加の希望を受理し、適当と認めた場合は、巡回相談の開催地の市町（以下、「開催地市町」という。）に巡回相談対象者名簿（以下、「名簿」という。）を送付する。また、対象者等から相談判定に必要な項目を聴取し、その内容を記した調査書を名簿と合わせて、身更相に送付する。なお、判定依頼書は身体障害者巡回（移動）相談対象者名簿に代えるものとし、送付は不要とする。

イ 開催地市町は、相談日の2週間前までに各市町の名簿を取りまとめ、管内対象者の調査書と合わせて、身更相に送付する。

なお、対象者数は、当日診察を行う医師1人あたり概ね 12 枠（1 枠 15 分：義肢・装具 1 枠、車椅子 2 枠） 以内とし、状況に応じて身更相と開催地市町で調整を行う。

（姫路市は最大医師3人、その他地域は最大医師2人とし、尼崎市、西宮市については医師1人当たり15枠まで拡大する。）

ウ 身更相は、名簿、調査書及び過去の判定記録に基づき、必要に応じて市町と協議し、相談者を決定し、市町に通知する。

エ 身更相と市町は、対象者と関係者の健康状況を把握するとともに、必要な対応について十分留意する。

オ 相談当日の役割分担は次のとおりとする。

① 会場設営：開催地市町

② 受付：開催地市町

受付時間は、原則、午前9時15分から12時15分の間とし、市町を通じて、あらかじめ対象者に受付時間を通知する。

③ 面接：身更相（身体障害者福祉司、看護師等）

④ 診察：身更相・総合リハ（整形外科医師）

（身更相・総合リハの理学療法士、看護師等が診察補助）

⑤ 採型：補装具製作事業者

(8) その他

ア 開催地市町は、相談会場の選定にあたっては、和室や上履きが必要な部屋等を避け、かつ対象者のプライバシー保護に十分配慮して、待合室、面接室、診察室、補装具採型室を準備する。なお、相談室に設置するブースの数と診察室の数は、対応する職員数に準じ、診察室は、車椅子の試乗ができる広さを確保する。

イ 市町は、必要に応じて面接・診察に立ち会うことができる。

ウ 市町は、相談者が希望する補装具製作事業者と、相談当日の参加について連絡調整を行う。

原則、補装具製作事業者が立ち会わない場合は判定を行わない。

エ 市町は、車椅子の判定を希望する相談者に事前に補装具製作事業者へ連絡し、希望機種を相談するよう説明する。

オ 市町は、相談者が機種変更を希望する場合は、相談当日までにデモンストレーションを行うよう説明する。

原則、相談当日までに希望機種のデモンストレーションが済んでいない場合は判定を行わない。

カ 市町は、管内の対象者に巡回相談の周知を図るとともに、効率的な実施に向け、協力を行う。

キ 災害等発生時（地震、風水害、感染症拡大期等）、又はそのおそれがある時（気象警報発令時等）は、身更相と関係する協力機関が協議し、実施の可否を決定する。

ク この要領に定める事項以外については、その都度身更相と関係する協力機関が協議し、決定する。

(別表) 巡回相談の地域区分

町 地域区分	関係市 市	町 (健康福祉事務所)	備 考
阪 神 南	尼 崎 西 宮 芦 屋		
阪 神 北	伊 丹 宝 塚 川 西 三 田	猪 名 川 (宝 塚)	
東 播 磨	明 石 加 古 高 砂 西 脇 三 木 小 野 加 西 加 東	稲 美 (加古川) 播 磨	
北 播 磨		多 可 (加 東)	
中 播 磨	姫 路	神 河 市 川 福 崎 (中播磨)	
西 播 磨	相 生 た つ 赤 の 穴 穂 栗	太 子 上 郡 佐 用 (龍 野)	
但 馬	豊 岡 養 父 朝 来	香 美 (新温泉) 新 温 泉	
丹 波	篠 山 丹 波		
淡 路	洲 本 南あわじ 淡 路		

令和8年度 身体障害者巡回相談日程表

地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
阪 神	実施日 開催地：市町	15日(第3金)	19日(第3金)	3日(第1金)	7日(第1金)	18日(第3金)	2日(第1金)	20日(第3金)	18日(第3金)	8日(第2金)	5日(第1金)	26日(第4金)
	実施会場	西宮市 西宮市総合福祉センター	宝塚市 宝塚市中央公民館	西宮市 西宮市総合福祉センター	伊丹市 アイデンセンター(市立障害者福祉センター)	尼崎市 尼崎市立中央北生涯学習プラザ	西宮市 西宮市総合福祉センター	宝塚市 宝塚市中央公民館	尼崎市 尼崎市立中央北生涯学習プラザ	川西市 川西市役所7階大会議室	西宮市 西宮市総合福祉センター	尼崎市 尼崎市立中央北生涯学習プラザ
	実施日				21日(第3金)							
	開催地：市町				三田市 三田市総合福祉保健センター							
	実施会場											
中 播 磨	実施日		5日(第1金)				23日(第4金)				19日(第3金)	
	開催地：市町		姫路市 姫路市総合福祉会館				姫路市 姫路市総合福祉会館				姫路市 姫路市総合福祉会館	
	実施会場											
西 播 磨	実施日			24日(第4金)		11日(第2金)			4日(第1金)			
	開催地：市町			赤穂市 赤穂市総合福祉会館		宍粟市 宍粟防災センター			たつの市 たつの市はつらつセンター			
	実施会場											
但 馬	実施日	29日(第5金)			28日(第4金)			13日(第2金)				5日(第1金)
	開催地：市町	豊岡市 豊岡市役所立野庁舎			養父市 やぶが市民交流広場(Y8ファブ)			新温泉町 保健センターすこやかへに				朝来市 和田山生涯学習センター
	実施会場											
丹 波	実施日		26日(第4金)				9日(第2金)					
	開催地：市町		丹波市 丹波市氷上住民センター				丹波篠山市 丹波篠山市民センター					
	実施会場											
淡 路	実施日			10日(第2金)						22日(第4金)		
	開催地：市町			南あわじ市 南あわじ市保健センター						淡路市		
	実施会場									淡路市東浦保健センター(東浦すこやかセンター)		

(参考) 令和6年度・令和7年度 身体障害者巡回相談実施状況

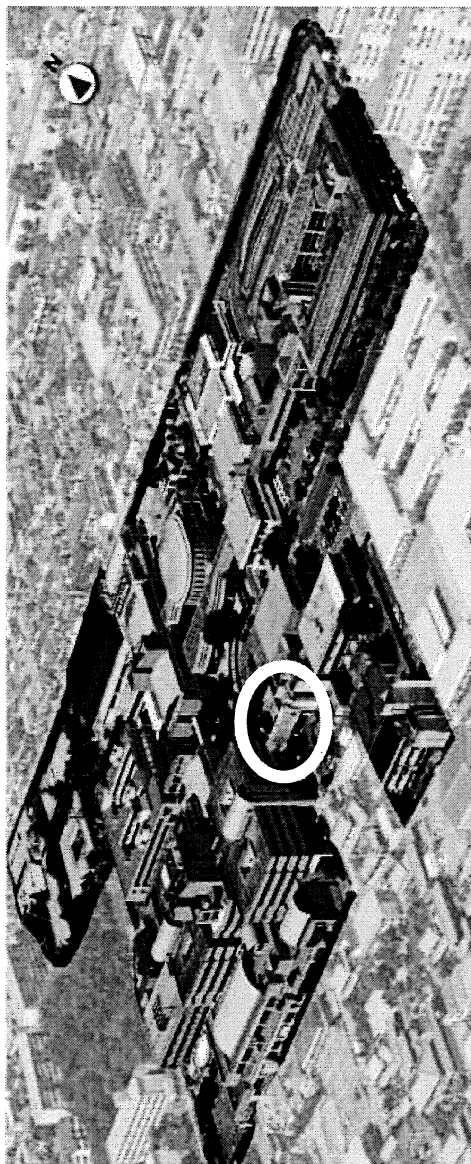
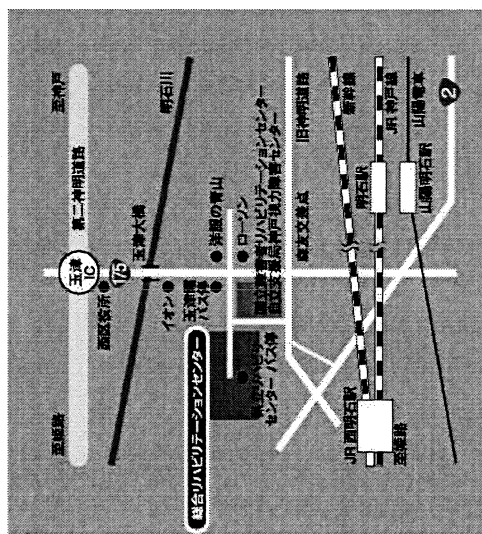
地 域	令和6年度			令和7年度		
	実施月日	実 施 場 所	実人員 (人)	実施月日	実 施 場 所	実人員 (人)
阪 神	6月21日	尼崎市立中央北生涯学習プラザ	27	6月20日	尼崎市立中央北生涯学習プラザ	20
	9月20日	尼崎市立中央北生涯学習プラザ	29	9月19日	尼崎市立中央北生涯学習プラザ	24
	12月20日	尼崎市立身体障害者福祉センター	17	12月19日	尼崎市立中央北生涯学習プラザ	24
	3月21日	尼崎市立身体障害者福祉センター	21	3月27日	尼崎市立中央北生涯学習プラザ	22
	4月19日	西宮市総合福祉センター	22	4月18日	西宮市総合福祉センター	20
	7月5日	西宮市総合福祉センター	25	7月4日	西宮市総合福祉センター	21
	10月4日	西宮市総合福祉センター	18	10月3日	西宮市総合福祉センター	21
	2月7日	西宮市総合福祉センター	23	2月6日	西宮市総合福祉センター	21
	5月17日	宝塚市総合福祉センター	15	5月16日	宝塚市総合福祉センター	14
	8月2日	伊丹市立障害者福祉センター	12	8月1日	伊丹市立障害者福祉センター	15
	8月9日	三田市総合福祉保健センター	9	8月8日	三田市総合福祉保健センター	8
	11月22日	宝塚市総合福祉センター	20	11月21日	芦屋市保健福祉センター	9
	1月10日	川西市役所	16	1月9日	川西市役所	17
中播磨	6月7日	姫路市総合福祉会館	18	6月6日	姫路市総合福祉会館	25
	10月25日	姫路市総合福祉会館	19	10月24日	姫路市総合福祉会館	16
	2月21日	姫路市総合福祉会館	15	2月20日	姫路市総合福祉会館	24
西播磨	7月26日	赤穂市総合福祉会館	9	7月25日	相生市文化会館	7
	9月13日	宍粟防災センター	7	9月5日	佐用町南光文化センター	4
	12月6日	たつの市はつらつセンター	17	12月5日	たつの市はつらつセンター	9
但 馬	5月31日	豊岡市役所立野庁舎	15	5月30日	豊岡市役所立野庁舎	9
	8月23日	やぶ市民交流広場	5	8月22日	やぶ市民交流広場	8
	11月29日	新温泉町保健センターすこやかーに	4	11月28日	香美町役場	8
	3月7日	和田山生涯学習センター	6	3月6日	和田山生涯学習センター	4
丹 波	6月28日	丹波市 氷上住民センター	6	6月27日	丹波市氷上住民センター	4
	10月11日	丹波篠山市民センター	6	10月10日	丹波篠山市民センター	5
淡 路	7月12日	淡路市東浦すこやかセンター	9	7月11日	南あわじ市保健センター	7
	1月24日	洲本市健康福祉会館	16	1月16日	洲本市役所本庁舎	8
計	(2 7 回)		406	(2 7 回)		374

8 令和8年度 地域リハビリテーション推進事業

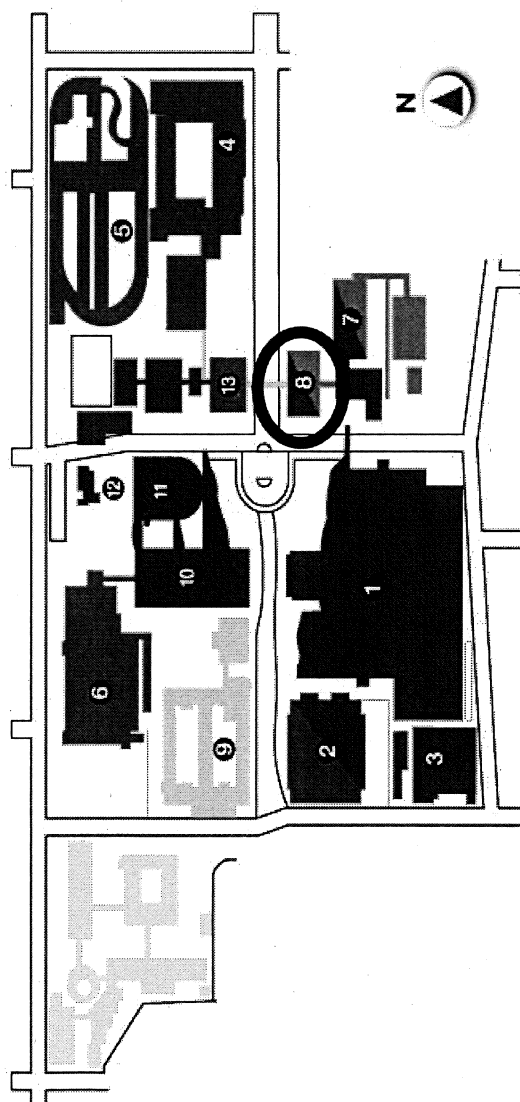
区分	① 身体障害者福祉行政関係職員研修会	② 補装具適性化推進会議
目的	身体障害者の更生援護を実施する上で必要なリハビリテーションに関する基本知識、技術等について、具体的、実践的な講習を行い、身体障害者福祉事務担当者の資質の向上を図る。	身体障害者の更生援護に係わる機関が相互の有機的連携の下に、各制度間の調整及び補装具製作委託業者との協議を通じて補装具給付の適性化を図り、身体障害者等に対する一貫したリハビリテーション活動の推進を図る。
内容	・補装具、日常生活用具及び更生医療に関する基本（医学的）講座の開催 ・厚生労働省通知、日常業務の円滑な遂行に向けた情報（共有）提供及び事務連絡 ・福祉施設等の実地見学 ・リハビリテーション医学、理学療法、作業療法、言語療法に関する医学講座 ・身体障害者福祉、リハビリテーションに関する情報提供 等々 （年2回開催）	・補装具等に関する法的・制度上の疑義、問題点の検討・協議 ・補装具納品の適正化に向けた協議、調整及び厚生労働省通知等の事務連絡 ・判定関係スタッフへの定期研修 ・補装具等（義肢装具・車椅子）の処方体制と処方箋の準備確立 ・補装具開発製作技術セミナーの開催 ・補装具使用に関する調査研究 ・福祉用具に関する情報交換 等々 （適宜開催）
参加者	・県、市福祉事務所、町 ・県健康福祉部障害福祉担当課 ・県立総合リハビリテーションセンター（福祉のまちづくり研究所） ・県立身体障害者更生相談所 ・その他	・県・市町 ・補装具製作施設及び補装具製作者 ・県立総合リハビリテーションセンター（福祉のまちづくり研究所） ・県立身体障害者更生相談所 ・その他

区分	③身体障害者福祉法第 15 条に規定する 指定医師の研修会	④兵庫県・神戸市身体障害者更生相談所調 整会議、兵庫県・神戸市・中核市身体障 害者手帳交付事務調整会議
目 的	「身体障害者診断書・意見書」の記載方法 等について、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づき、新たに知事が指定した指定 医師に対して、嘱託医から例示を示しなが ら研修を行い、身体障害患者に、適切で平 等な等級の手帳を交付できるようにする。	兵庫県立身体障害者更生相談所及び神戸 市障害者更生相談所、中核市（姫路市・尼崎 市・明石市・西宮市）の事務処理等について 必要な情報交換、協議を行い、身体障害者の 更生援護にかかる施策等の適正実施に資す る。
内 容	・「適切な身体障害者診断書・意見書（肢 体障害用）の作成方法について」 ・「不適切な診断書・審査に困る診断書（肢 体不自由）、障害状況報告書について」 等々	身体障害者福祉法及び障害者の日常生活 を総合的に支援するための法律に基づく業 務を適正に実施するため、次に掲げる事項を 情報交換及び協議する。 一 兵庫県及び神戸市、中核市が連携して取 り組むべき施策のうち、懸案事項等 二 前号に掲げるもののほか、兵庫県及び神 戸市、中核市の事務処理について必要な事 項 等々
参 加 者	・身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づ き、新たに知事が指定した医師	・兵庫県立身体障害者更生相談所職員 ・神戸市障害者更生相談所職員 ・中核市の障害福祉関係職員

兵庫県立身体障害者更生相談所位置図



- 16 -

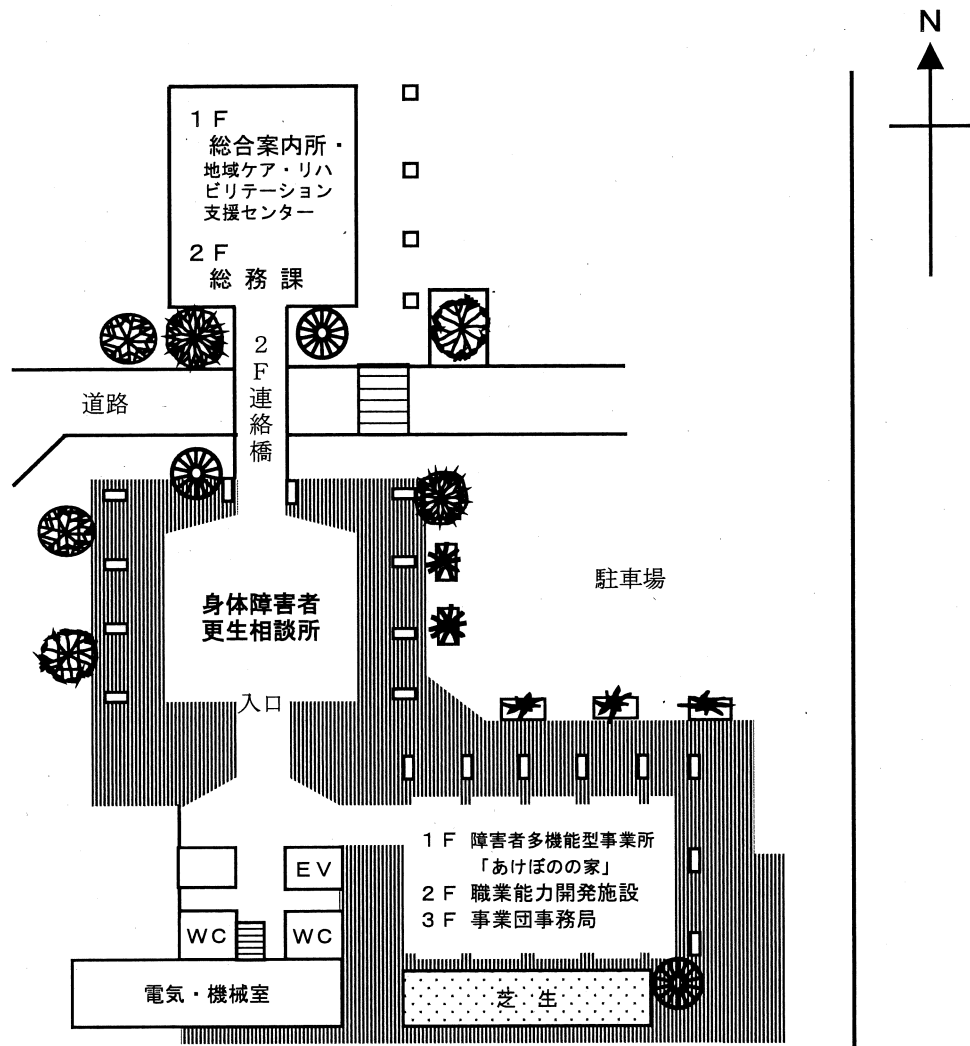


〒651-2134 神戸市西区曙町1070
兵庫県立総合リハビリテーションセンター内

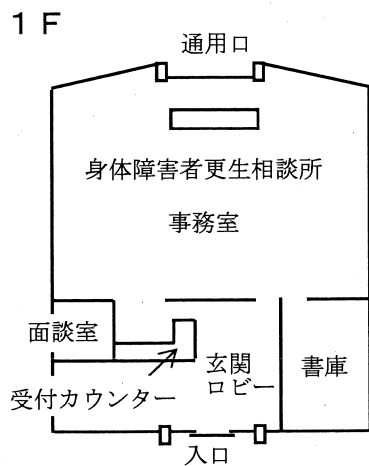
医学リハビリ施設 ● リハビリテーションセンター診療科 ● 小児科診療科 (1F・2F) ● 理学療法科	社会リハビリ施設 ● 障害児入所施設「おおぞらのいえ」 ● 障害者就業支援事業所 ● 2F 障害児入所施設「おおぞらのいえ」 ● 障害者就業支援事業所「前立生活訓練センター」 ● 障害者自動車運転訓練施設 ● 障害者就業支援センター交流館
職業リハビリ施設 ● 障害者多機能型事業所「あはれの家」(1F) ● 職業能力開発施設 (2F)	研究・研修施設 ● 施設のもろくろり研究所 (研究・研修) ● 1F 研修部門・施設利用展示ホール ● 2F・3F 研究部門 ● ウェルフェアデザインハウス (神戸)
地域連携 ● 1F 地域ケア・リハビリテーション支援センター	福祉施設「のぞみの家」
管理部門 ● 2F 総務部門	関連施設 ● 正業車庫整備施設 ● 1F 県立身体障害者更生相談所

配置図 及び 建物平面図

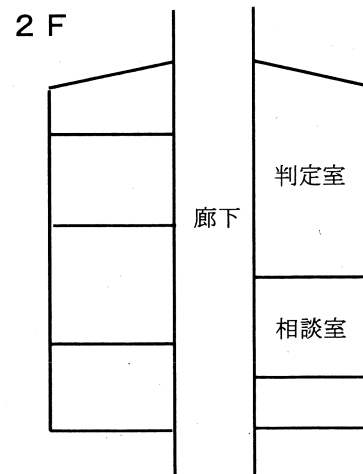
(1) 配置図



(2) 建物平面図



区 分	面積 m ²
事務室	145.0
書庫	24.0
面談室	7.5
玄関ロビー	49.5
計	226.0



区 分	面積 m ²
判定室	57.0
相談室	36.0
計	93.0